

公 示 送 達 書

令和8年7月8日付けを以って発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当徴収課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 7月 8日

兵庫県伊丹市長 中田 慎也

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
1	令和5年度市県民税・森林環境税第2・3・4期督促状	中嶋 誠
2	令和6年度市県民税・森林環境税第2・3・4期督促状	中嶋 誠
3	令和7年度市県民税・森林環境税第2・3・4期督促状	中嶋 誠
4		
5		
6		
7		
8		
9		

<備考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日経過した時は、書類の送達があったものとみなされます。